

別表第4（第4条第1項） 公園に関する一般都市施設整備基準

（平25規則81・全改 令元規則19・一部改正）

整備項目	一般都市施設整備基準
1 出入口	<p>出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。</p> <p>(4) (5)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項(1)及び(2)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(6) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。</p>
2 通路	<p>通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項に定める構造の出入口に接続しなければならない。</p> <p>(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項(1)及び(2)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下</p>

	<p>とすることができる。</p> <p>(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。</p>
3 階段	<p>2の項に定める構造の通路に階段を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 手すりが両側に設けられていること。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(3) 回り段でないこと。</p> <p>(4) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(6) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 4の項(1)及び(2)に定める構造の傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(8) 階段の上端及び下端に近接する通路の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、次に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。</p>

	エ 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。
4 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。この項及び別表第7の4の項において同じ。）	<p>2の項に定める構造の通路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(6) 手すりが両側に設けられていること。</p> <p>(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
5 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。別表第7の5の項(1)ただし書において同じ。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設である旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 2の項に定める構造の通路に近接した場所に設けること。</p>
6 附帯設備	<p>(1) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるも</p>

	<p>のを1以上設けなければならない。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、天板の下部に高さ65センチメートル以上70センチメートル以下、奥行き45センチメートル程度のスペースを設けなければならない。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220センチメートル以上の間隔を空けなければならない。</p> <p>(3) 水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とし、2の項に定める構造の通路に接続しなければならない。</p>
7 掲示板及び標識	<p>掲示板及び標識を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>(2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(3) 1の項から6の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項に定める構造の出入口の付近に設けること。</p>